

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(23)

目 次

規 則

○富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第25号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「児童記録票」を「児童（延長者）記録票」に改め、同条第 4 号中「一時保護児童票」を「一時保護児童（保護延長者）票」に改め、同条第 5 号中「里親委託児童名簿」を「里親委託児童（延長者）名簿」に改め、同条第 6 号中「施設入所（委託）児童名簿」を「施設入所（委託）児童（延長者）名簿」に改め、同条第 8 号中「児童所持（遺留）金品保管簿」を「児童（保護延長者）所持（遺留）金品保管簿」に改める。

第13条の 2 第 1 項第 1 号中「保護世帯」を「被保護世帯」に改める。

第14条の11中「第25条本文」を「第25条第 1 項本文」に改める。

第16条第 1 項中「同条第 2 項、」を「第 2 項又は」に、「又は法第63条の 3 第 1 項に規定する」を「の規定による」に、「、児童」を「児童」に改め、「保護者に」の次に「、法第31条第 4 項の規定による措置を採ることを決定したときは延長者（同項に規定する延長者をいう。以下同じ。）又は延長者の監護者（同項に規定する

延長者の監護者をいう。以下同じ。)に」を加え、同条第 4 項中「当該児童」の次に「又は延長者」を加える。

第 17 条の見出し中「措置児童」の次に「等」を加え、同条中「児童が」を「児童又は延長者が」に、「措置(委託)児童入所(退所)通知書」を「措置(委託)児童(延長者)入所(退所)通知書」に改める。

第 18 条の見出し中「受託児童」の次に「等」を加え、同条第 1 項中「、受託児童」の次に「又は延長者」を加え、「受託児童看護(移送)承認申請書」を「受託児童(延長者)看護(移送)承認申請書」に、「受託児童入院届出書」を「受託児童(延長者)入院届出書」に改め、同条第 2 項中「看護(移送)承認(不承認)通知書」を「受託児童(延長者)看護(移送)承認(不承認)通知書」に改める。

第 19 条中「児童」の次に「若しくは延長者又は保護延長者(法第 33 条第 8 項に規定する保護延長者をいう。以下同じ。)」を加える。

第 20 条中「より、」を「より」に、「加え、又は加えさせた」を「行い、又は行わせた」に改め、「ときは」の次に「児童の保護者に、同条第 8 項又は第 9 項の規定により一時保護を行い、又は行わせたときは保護延長者の監護者(保護延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、保護延長者を現に監護する者をいう。)」に」を加え、「児童の保護者に」を削る。

第 23 条の見出し中「委託児童」の次に「等」を加え、同条中「児童の」を「児童又は延長者の」に、「委託児童受託書」を「委託児童(延長者)受託書」に改める。

第 24 条第 2 項中「委託児童養育継続困難届出書」を「委託児童(延長者)養育継続困難届出書」に改める。

第 27 条の 2 中「同法」を「児童虐待防止法」に改める。

第 27 条の 3 第 1 項中「第 2 条第 1 項」の次に「(同令第 8 条第 2 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同条第 2 項中「第 12 条第 1 項」の次に「(児童虐待防止法第 16 条第 2 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加える。

第 27 条の 4 第 1 項中「第 12 条の 4 第 4 項」の次に「(児童虐待防止法第 16 条第 1 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同条第 2 項中「第 5 条」の次に「(同令第 8 条第 1 項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加

える。

第27条の6の見出し中「在所期間」の次に「等」を加え、同条第1項中「の長」の次に「、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」を加え、「及び第3項」を「若しくは第3項」に、「している」を「し、又は委託されている」に改め、「在所期間」の次に「又は委託期間」を加え、同条第2項中「の長」の次に「、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親」を加える。

第27条の7第1項中「第33条の6第2項前段」の次に「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表備考3中「には、」を「は、」に、「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項」に改め、同表備考4本文中「D₁～D₁₉階層」を「D₁からD₁₉までの階層」に、「には、」を「は、」に改め、同表備考4(2)中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項、第6項及び第24項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改め、同表備考4(3)中「租税特別措置法の一部を改正する法律」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律」に、「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び附則第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条並びに附則第82条第1項」を加える。

様式第1号中「児 童 名」を「児童（延長者）
名」に改める。

様式第2号中「児 童 名」を「児童（延長者）名」に改める。

様式第3号中「児 童 記 録 票」を「児童（延長者）記録票」

に、「保 護 者」を「保護者（延長者の
監護者）」に、「児 童
との続柄」を「児童（延長者）
との続柄」に改める。

様式第 4 号中「一 時 保 護 児 童 票」を

「一時保護児童（保護延長者）票」に、「保護者」を「保護者（保護延長者の監護者）」に改める。

様式第 5 号中「里 親 委 託 児 童 名 簿」を

「里親委託児童（延長者）名簿」に、「児童氏名」を「児童（延長者）氏名」に、「保護者氏名」を「保護者（延長者の監護者）氏名」に改める。

様式第 6 号中「施 設 入 所 （ 委 託 ） 児 童 名 簿」を

「施設入所（委託）児童（延長者）名簿」に、「児童氏名」を「児童（延長者）氏名」に、「保護者氏名」を「保護者（延長者の監護者）氏名」に、「保護者住所」を「保護者（延長者の監護者）住所」に改める。

様式第 7 号中「児 童 所 持 （ 遺 留 ） 金 品 保 管 簿」を

「児童（保護延長者）所持（遺留）金品保管簿」に改める。

様式第 30 号の 15 中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項本文」に改める。

様式第 32 号及び様式第 33 号中「第 63 条の 3 第 1 項」を「第 31 条第 4 項」に、

「児童氏名」を「児童（延長者）氏名（男・女）」に、「保護者」を「保護者（延長者の監護者）」に、「児童との」を「児童（延長者）との」に改める。

様式第 34 号中「措置（委託）児童入所（退所）通知書」を「措置（委託）児童（延長者）入所（退所）通知書」に、「児童は」を「児童（延長者）は」に、「児童氏名」を「児童（延長者）氏名」に改める。

様式第 35 号中

「受託児童看護（移送）承認申請書」を

「 受託児童（延長者）看護（移送）承認申請書 」
に、「 受託児童名 」を「 受託児童（延長者）名 」に改める。

様式第36号中

「 受託児童入院届 」
を
「 受託児童（延長者）入院届出書 」
に、「 受託児童名 」を「 受託児童（延長者）名 」に改める。

様式第37号中「受託児童看護（移送）承認（不承認）通知書」を「受託児童（延長者）看護（移送）承認（不承認）通知書」に改め、「記」を削り、「児童の」を「児童（延長者）の」に改める。

様式第38号中「児童を」を「児童（保護延長者）を」に、

「児童の氏名」を「児童（保護延長者）の氏名」に、

「児童の住所」を「児童（保護延長者）の住所」に改める。

様式第39号備考以外の部分中「養子縁組希望」を「養子縁組」に改め、同様式備考3(3)中「又は専門里親を」を「、専門里親又は養子縁組里親を」に、「又は専門里親研修」を「、専門里親研修又は養子縁組里親研修」に改める。

様式第42号中「委託児童受託書」を「委託児童（延長者）受託書」に、「児童に」を「児童（延長者）に」に、「委託児童」を「委託児童（延長者）」に、「児童票」を「児童（延長者）票」に、「児童を」を「児童（延長者）を」に、「児童が」を「児童（延長者）が」に改める。

様式第44号中「委託児童養育継続困難届出書」を「委託児童（延長者）養育継続

困難届出書」に、「委託児童の」を「委託児童（延長者）の」に、「委託児童」を

「委託児童（延長者）」
に改める。

様式第48号及び様式第49号中「なる児童」の次に「(延長者、保護延長者)」を加える。

様式第50号及び様式第51号中「なる児童」の次に「(延長者)」を加える。

様式第51号の2の(裏)を次のように改める。

(裏)

児童福祉法 (抜粋)	児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)
<p>第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。</p>	<p>第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。</p>
<p>(1) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>(2) 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不適当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。</p>	<p>第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。</p>
<p>2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置(第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。)の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。</p>	<p>第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。</p>
<p>4及び5 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない。</p>	<p>第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>

様式第51号の3中「施設長 〇〇」を「施設長（事業者名、里親氏名） 〇〇」に、「在所期間」を「在所（委託）期間」に、「第31条」を「第31条第2項（第3項）」に、「措置委託」を「措置（委託）」に、

「児童の氏名 〇〇」を

「児童の氏名 〇〇（男・女）」に、「本籍地 〇〇」を「住所」に、「前住所」

「 〇〇 児童との続柄

住所

「 〇〇 児童との続柄

を 3 施設、事業者、里親 〇〇 に改める。

3 意見

」

所在地、住所

4 意見

」

様式第51号の4中「施設長 〇〇」を「施設長 〇〇 〇〇」に、「第31条」を「第31条第2項（第3項）」に、

「児童の氏名 〇〇」を

「児童の氏名 〇〇（男・女）」に、「本籍地 〇〇」を「住所」に、「前住所」

「3 措置延長年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 を

4 措置延長理由 〇〇

」

「3 施設、事業者、里親

所在地、住所

4 措置延長年月日 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 に改め、同様式の備考を削り、

5 措置延長理由 〇〇

」

同様式に次のように加える。

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したと

きは、当該審査請求をすることができません。

- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第51号の5中「第31条」を「第31条第2項（第3項）」に、

「児童の氏名 _____」を

「児童の氏名 _____（男・女）」に、「本籍地 _____ を「住所」に、
前住所」

「3 措置延長年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____
4 措置延長理由 _____」

「3 施設、事業者、里親 _____
所在地、住所 _____ に改める。

4 措置延長年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____

5 措置延長理由 _____」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第13条の2第1項第1号及び第14条の11の改正規定、第16条第1項の改正規定（「同条第2項、」を「第2項又は」に、「又は法第63条の3第1項に規定する」を「の規定による」に改める部分に限る。）、第20条の改正規定（「加え、又は加えさせた」を「行い、又は行わせた」に改める部分に限る。）、第27条の2の改正規定並びに第27条の6（見出しを含む。）の改正規定並びに別表、様式第30号の15の改正規定、様式第37号の改正規定（「記」を削る部分に限る。）並びに様式第51号の2から様式第51号の5までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙

は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(児童青年家庭課)